

計算書の読み方

【消費収支計算と資金収支計算】

学校会計の収支計算は、企業の損益計算に近い計算構造の**消費収支計算**と、負債性収入（借入金等）及び資産取得に要した支出も含めた資金の流れを明らかにする**資金収支計算**があります。

消費収支計算では、授業料等の負債とならない収入を「帰属収入」といい、ここから資産の取得（施設・設備の購入）相当額等を基本金組入額として控除した額を「消費収入」としています。この消費収入は、人件費、減価償却額を含めた教育研究経費および管理経費、借入金利息等当年度で消費してしまう消費支出に充てます。消費収支計算は、この消費収入と消費支出の均衡状態を明らかにすることを目的としています。もし、このバランスがとれず消費支出超過（赤字）ということになれば、健全な財政状態とはいえません。赤字解消に努力しなければ、教育・研究活動に支障をきたすことになりかねません。

一方、**資金収支計算**は、その年度の教育・研究諸活動に対応する資金の使途（資金支出）とこれに対する資金の調達（資金収入）のすべてを明らかにしたものです。通常の研究教育に関わる収入・支出とともに、施設の建設や借入金等も含んだ全ての資金を伴う収入・支出が掲載されており、大まかな区分ではありますが学校にどのような収入がありこれをどう使っているか、また、資金繰りの健全性があるかを表しています。

【基本金組入額】

基本金組入れは、学校がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持することを要求されていることから、基本金対象資産として定められた資産相当額は、明確に区分し、消費支出に充てるべきでないという学校法人会計の基本的な考え方に基づく会計処理です。

この考え方から、前述のとおり基本金は、帰属収入（＝借入金等のように学校の負債となる収入以外の収入）から基本金対象となる資産相当額を基本金組入額として控除して組入れます。更に、消費収支計算において、消費収入として帰属収入から基本金組入額を控除しても、なお消費支出と均衡することが求められます。

ただし、固定資産の取得が借入金による場合は、その収入が帰属収入とならないため、取得年度では基本金組入れを行わず、帰属収入で借入金を返済したとき、その都度組入れることになっています。

なお、基本金および基本金の対象となる資産は、具体的に次のものをいいます。

第1号基本金

施設・設備などの固定資産（図書を含む）の取得額

第2号基本金

将来の施設取得等のために收受した寄付金等を、あらかじめ計画的に積み立てる金銭等資産の額

第3号基本金

奨学金等の基金として保持し運用する金銭等資産の額

第4号基本金

恒常的に保持すべき資金（消費支出の1カ月分）

以上のように、基本金には、必ず対応する資産がありますが、基本金自体は何らの資産ではありません。基本金は、学校が継続して維持すべき資産を概念的に金額で表した規模ということになります。